

# 第8章

# 福祉・保健・医療

## 1 保健・衛生

### ■事実経過

平成30年9月6日	避難所開設・必要物品の調達 要支援者の安否確認(自治会役員・民生委員と連携) 福祉避難所開設
9月7日～9月9日	避難所巡回、妊婦・乳幼児・高齢者等への安否確認
9月10日～	派遣保健師による支援 9/10～砺波市(姉妹都市)、9/11～道(DHEAT)、9/14～道外保健師 9/15～10/9災害支援看護師による夜間避難所対応 車中泊の確認(世帯カードの配布)
9月11日～	被災3町ミーティング参加(ネット会議:朝・夕) 朝ミーティング開催(～12/26)
9月14日～	派遣保健師による在宅要支援者の訪問
9月16日～	避難所のあり方に関する会議(週2回開催)～11/7 避難所からの帰宅困難者の状況確認(避難所アンケート)
9月20日～	在宅被害者(全壊・大規模半壊・半壊)の健康確認訪問
10月～	定例保健事業の再開(9月巡回脳ドック中止)
10月25日～	仮設入居者アンケート事前聞き取り調査
11月～	仮設・みなし仮設入居者健康確認(入居者世帯票作成) 仮設談話室での健康相談等 避難所から帰宅した方への健康確認訪問
平成31年2月21日	余震(震度5強)に係る対応:仮設入居者、独居高齢者等安否確認
平成31年3月～ 令和元年11月	在宅支援訪問プロジェクト
平成31年4月～令和3年3月	復興支援ネットワーク

### 1 震災対応の保健活動

#### ①保健活動の体制

発災当初から、町保健師・栄養士等で役割分担しながら、避難所支援や要支援者の安否確認等の活動を実施した。9月10日からは砺波市の保健師が応援にかけつけ、道保健師や道外保健師、災害支援看護師などの支援を受けながら活動を展開した。他にもJMATなど災害支援チーム

やボランティアの協力体制があった。様々な関係機関等が支援に訪れるので、9月11日からは毎朝ミーティングを開催し、情報共有とそれぞれの役割調整をしながら対応した。また、同日から被災3町ミーティングが、朝・夕にネット会議で実施され、3町で情報共有を行った。

## ②発災当日の活動

9月6日の発災当日は、次々と役場や避難所に訪れる方の誘導・体調確認・軽度の怪我の処置などの他、避難所の開設支援・必要物品の準備等を行い、避難所とこまめに連絡をとりながら物品や食料などの調整を行った。

また、人工透析患者の当日透析の調整や在宅酸素利用者の確認など、要支援者の状況確認を実施。町内介護事業所が利用者宅に訪問し、安否確認の結果について報告を受け、避難所の状

況と併せて要支援者の避難状況を確認した。

そのうえで、通常の避難所では対応が困難な方や、自宅から避難できていない方がいることが判明したため、事業所と相談して福祉避難所を開設し、必要と思われる方に訪問して福祉避難所へ誘導した。

当日は、民生委員が前日から研修に町外に滞在しており民生委員との連携が困難な状況であった。また、穂別地区では、障がい者グループホーム入所者の避難対応を支援した。

## 2 町民に対する健康・保健活動

### ①高齢者・妊産婦・乳幼児等の対応

発災2日目以降、避難所や在宅における生活での困りごとを把握し対応に努めた。入浴が困難な方の調整や炊き出しを取りに来られない方への食事配達（鶴川2人）を実施。また、必要な物資を確認し、紙おむつ・ミルクの支給などの対応を行った。

発災から数日は停電のため、パソコンで要支援者名簿の確認ができず、電話も通じないため対応が困難な状況であった。そのため、数ヶ月前の要支援者名簿を活用し、訪問により状況把握に努めた。電話が通じるようになってからは、妊産婦・乳幼児・高齢者等へ電話での安否確認が実施できるようになった。

9月14日からは、道外からの派遣保健師による在宅要支援者の訪問を実施し、総数963人（鶴川：延508世帯690人、穂別：延263世帯273人）の状況把握を行った。

### ②避難者の健康管理

避難所巡回による健康確認の他、9月10日には車中泊の方に世帯カードを配布し状況を確認した。特に車中泊の方はDVT（エコノミー症候群）が心配されるため、日赤によるDVT啓蒙活動（チラシ・弾性ストッキングの配布）や旭川医大の協力によるDVT検診（血管エコー検査）が実施された。また、保健所から歯科医の避難所巡回・個別相談が実施され、口腔衛生状況の確認や義歯の相談などがあった。

避難所では行動が限られ、高齢者の活動低下が危惧されたため、9月15日からは四季の館スポーツジム運動指導員が避難所で軽体操を実施することにした。

### ③在宅・仮設入居者の健康管理

9月下旬頃からは避難所から在宅へ戻るための支援を実施し、自宅の片付けなどのボランティア調整を行い、少しでも早く元の生活に戻れるよう支援した。

9月20日からは、住宅被害者（全壊・大規模半壊・半壊）の健康確認訪問を実施し、生活の困りごとなどを確認した。仮設住宅入居を予定されている方へは事前にアンケートを実施し、入居に係る不安などを聞き取りをした。

避難所閉鎖後は、避難所から帰宅した方への訪問を実施し、帰宅後の不安や健康状態を確認した。仮設住宅やみなし仮設の入居者へは、町の包括支援センターに設置している見守り支援センターが中心となり訪問等による健康確認を実施し、仮設談話室でボランティアによる健康相談や交流会などが行われた。

仮設住宅退去後においても、見守り支援センターと社協の生活支援コーディネーターが同伴し、生活状況の確認を実施している。

### 3 穂別地区における保健師活動等

健康課題として避難所対応、在宅者の安否確認が必要であったことから、初動は保健師1名（穂別地区在住者1名）が対応したが、翌日9月7日からは2名体制で稼働した。

避難所対応としては、避難誘導に加えて、体調確認、体調不良者への対応を行った。

外傷等は穂別診療所での直接受診とし、擦り傷などの処置は保健師が対応した。

在宅の町民については、自治会役員、民生児童委員、自主防災組織等の安否確認の情報を集約し、要支援者の安否を名簿と避難状況、地域からの情報と照合し、状況不明者を確認し、翌日から要支援者宅等を訪問し確認をした。

要支援者宅訪問については、穂別消防職員と協働で実施した。

9月7日からの具体的な活動としては、避難者の健康状態の確認、町民センター避難所は随時確認するとともに他の避難所については、1日2回の巡回を実施し、無線により依頼があった際に随時対応を図った。

合わせて、各避難所で車中泊の避難者の把握も実施し、巡回に合わせて周辺の在宅要支援者の状況確認も行い、住宅状況の確認など効率的に対応を行った。

町外家族からの依頼による安否確認訪問も実施した。

また各避難所の衛生管理対応として、土足禁止区域設定、手指消毒薬の準備等も行った。

9月10日からは、健康グループ事務所に1名が常駐し、保健・包括支援センター業務を担当し、退職保健師の支援もあり、災害対策・避難所対応については、3名体制で実施した。

在宅対応として、妊婦・乳幼児を抱える町民に対し、電話で安否とニーズを確認し、必要な世帯にミルク、紙おむつなどの物資を届ける対応も実施した。

情報把握については、本部設置のホワイトボードで確認するとともに地区本部員会議に保健師が同席し、情報の共有を図ることができた。

9月20日以降については、9月27日に穂別地区の全ての避難所が閉鎖となり、避難者が自宅に帰宅、または公営住宅等みなし仮設住宅に入居したことから在宅者の状況確認、みなし仮設住宅入居者の健康状態・生活状況確認と支援物資

の配布活動を行った。

特に住宅被害の全壊・大規模半壊・半壊となった町民を健康確認の対象者とし、情報収集と訪問活動を実施した。

在宅者訪問については、千葉県・群馬県・茨城県からの応援保健師が9月27日から10月15日までの期間、対応していただいた。

この応援対応により、通常業務に職員があたることができるようになった。



DMATとともに健康観察を行う町保健師

## 2 心のケア

### ■事実経過

平成30年9月8日	日赤心のケア班(D-PAT)が避難所巡回し個別相談
9月15日～12月	道心のケア班(成人)個別相談
9月17日～平成31年3月	道心のケア班(こども)個別相談・こども園訪問
9月20日～	ボランティア(足湯隊)による足湯・相談
10月21日	子どもの心のケア講演会
平成30年10月15日～平成31年3月	道心のケア班による職員個別面談の実施
平成30年11月～令和2年2月	ボランティアによる仮設入居者支援(サロン開催等) ※コロナ感染症拡大防止対策のため令和2年3月以降の活動中止
平成30年12月～令和3年度	巡回ドック時に「心の健康アンケート」を実施
平成31年1月～	「心の健康アンケート」ハイリスク者への訪問
平成31年3月～	広報で災害時の心のケアに関する内容を周知(年2～3回)
平成31年4月～	在宅支援訪問プロジェクトで心の課題がある方への訪問
令和元年10月	被災自治体職員のメンタルケア講演(2会場65人参加)
令和元年10月～	心のケアカンファレンス(年4～6回/1地区)
令和2年1月・令和2年9月・令和3年2月	臨床心理士会による仮設入居者・退去者向けサロン開催
令和2年2月	臨床心理士会「心の相談日」で必要者に面談(年2～5回/1地区)
令和2年3月5日	災害心のケア講演会 ※コロナ感染症拡大防止対策のため中止
令和2年10月	ゲートキーパー養成講座を町職員対象に開催(2会場58人参加)
令和3年3月4日	災害心のケア講演会「災害後のこころの変化」(12人参加)
令和3年11月～12月	ゲートキーパー養成講座を民生委員対象に開催

### ①子どもの心のケア

震災後に嘔吐等の症状が出たり、1人になるのが不安になるなど、身体の不調や不安を抱える子どもがみうけられた。道から「こどもの心のケア班」として小児精神科医等による巡回相談が実施され、9月17日～平成31年3月31日までの期間で、実人数24人・延人数29人が面談した。個別面談の他、こども園等の訪問を3か所で行い、保育士や保護者と対応について相談した。10月21日には『子どもの心のケア講演会』を開催し、11組の親子が参加して、終了後には個別の相談も実施した。

子どもの心のケア活動については、平時からの母子保健活動によるつながりで、状況把握がスムーズにでき、保育や療育現場との連携も早期から図れた。学童期以降の把握や対応については、学校に配属されているスクールカウンセラーにより、面談等の対応がされている。

## 2 成人の心のケア

成人においても、余震の度に不安感が強くなったり、自宅へ戻ることへの不安がある方など心のケアが必要な方が多数いた。9月8日から日赤心のケア班（D-PAT）が避難所巡回し個別相談を実施して、気になるケースについて保健師と情報共有しながら対応を検討した。9月15日～12月までは道の「心のケア班」として精神科医と精神保健福祉士等のチームで個別相談があり、実人数18人・延人数22人が面談した。面談後、必要者には精神科へ紹介するなどの対応をとっている。

12月の巡回ドックから検診受診者に「心の健康アンケート」を実施し、ハイリスク者の抽出・集計・分析を臨床心理士会で実施する体制をつくった。また、臨床心理士会で健診会場に傾聴の

場として「ほっとルーム」を開設（平成30年～令和元年）した。ハイリスク者には保健師が訪問等で状況確認し、心のケアカンファレンスを実施して、必要者には臨床心理士会による「心の相談日」で面談を行っている。また、在宅支援訪問プロジェクトで心の課題がある方への訪問も実施し、事後支援につなげた。

他にも、心のケア講演会の開催や心の健康に関する広報周知などの対応を実施した。震災後の心のケアは長期に渡る支援が必要になると推測されるので、今後においても『むかわ町自殺対策計画』として対応を継続していく必要がある。

## 3 支援者支援

震災においては、住民を支援する役場職員の心のケアも重要となる。9月8日から日赤心のケア班が、職員のメンタル対策として「ほっとるーむ」開設、ストレスチェック配布、ポスター掲示等を実施した。10月15日から翌年3月までには、道心のケア班による「職員個別面談」で135人が面談し、

経過観察者には継続（平成31年2月～令和2年度）した支援を実施した。また、自治体職員向けの講演会やゲートキーパー養成講座も実施している。

# 3 医療

### ■事実経過

平成30年9月6日	2医療機関:救急搬送患者の対応 DMAT(9/6～8)、JMAT(9/9～15)の支援 鶴川厚生病院:厚生連から応援看護師・薬剤師・栄養士支援 穂別診療所:救急外来の受付
9月9日	自衛隊からベッド10台を厚生病院へ搬入
9月10日	穂別診療所:通常診療再開
9月18日	穂別歯科診療所:相談受付
9月21日	鶴川厚生病院:応援職員終了し通常体制へ

① 患者受入対応

発災時刻が午前3時7分。その後すぐに全入院患者の状況確認を行うことと並行し医療機器や施設設備（防火設備、空調、非常発電装置等）の点検を行った。全入院患者の無事を確認し、医療機器や設備は、一部使用不能なものは認められたが、午前4時前には負傷した患者が多数来院（厚生）し、診察を行った。

なお、発災後停電になる事態となったが、2医療機関とも非常用発電装置への切り替えにより照明点灯、機器への通電確保ができた。

鶴川厚生病院では停電影響によりカルテ手書きとなり、レントゲンや検査機器類、自動分包機

は横転破損したため使用不能となったが、心拍監視装置は非常用電源でカバーした。

また、当日約50人の負傷者を診察し、半数程度が入院となったことから、自衛隊救護班に不足する入院ベッドの搬入を依頼し10床増設した。

穂別診療所では医療機器や設備（防火設備、電子カルテ等）などで診療に直結するような大きな被害がないことを確認し、地震による負傷等患者のみを受付し、投薬在庫のある定期受診者は当面受診を遠慮願う措置をとった。その後、外傷患者数の落ち着きから9月9日より通常の診療の受付を再開した。

② 震災患者数

鶴川厚生病院（病院資料抜粋）	
9月6日～7日 入院外診療実績	
縫合等外科的治療	93人
投薬等内科的治療	50人

穂別診療所（診療所資料抜粋）	
9月6日～14日 震災に係る患者数	
外傷打撲等	30人
体調不良	13人

③ 外部支援

① 鶴川厚生病院

DMAT 山形県立中央病院チーム、福島県立医科大学付属病院チーム、岩手県立中央病院チーム、岩手県立宮古病院チーム、製鉄記念室蘭病院チーム

JMAT 手稲溪仁会病院チーム、勤医協中央病院チーム、北海道大学病院チーム、JRAT 中村記念南病院他合同チーム

\*災害関係の初診患者はDMATにて対応、定期受診や薬切れなどは鶴川厚生医師対応とし、役割分担を明確化した。

内部応援（北海道厚生連）看護師・薬剤師・栄養士 延べ60名

② 穂別診療所

DMAT 済生会山形済生病院チーム、岩手医科大学病院 + 柏崎総合病院チーム

\*現状報告、連絡体制の確認、衛星電話の借用

# 第9章 産 業

## 1 農 業

### ① 被害状況

農業関係では、農地等の農業基盤、農業者の農業用機械・施設等で多くの被害があった。

農業基盤では、田畑の土砂流入や流木堆積、亀裂、隆起及び沈下、法面崩壊、農業用の用水路や排水路の損壊や沈下、農道の亀裂等のほか、農業集落排水施設やふれあい公園等の生活関連施設にも被害が発生し、農業基盤の被害額は47億円であった。

農業者の農業用機械・施設等では、トラクターや乾燥機等の機械、ビニールハウスや農業用倉庫、トマトや馬鈴薯等の農作物や、生乳、家畜などの

生産物のほか、JAむかわの穀類乾燥調製施設やJAとまこまい広域穂別支所の農業1号倉庫等の共同利用施設等にも甚大な被害が発生し、これらの被害額は35億7千万円に達した。

発災直後は町民の安否確認を優先して対応したため、農業関係被害の情報収集は9月7日以降となったが、町、JA、土地改良区、農業改良普及センター等の関係機関団体が連携し、また胆振総合振興局の応援も得て対応にあたったが、発災後すぐに全ての被害状況を確認することはできなかった。

図表 農地等農業基盤の被害

区 分	被害内容	被害額
農 地	土砂・流木堆積、亀裂、隆起・沈下、法面崩壊等	34 百万円
農業施設		
町・改良区管理施設	用水路 125 箇所、排水路 3 条、農道 2 路線 4 箇所	228 百万円
国直轄管理施設	国営かんがい排水（幹線用水路 2 条 L=9.6 km、幹線排水路 1 条 L=0.1 km）	4,300 百万円
その他施設	鳥獣被害防止柵損壊 L=495m	2 百万円
農村集落関連施設		
農業集落排水施設	管路浮上・沈下 L=1291m、マンホール損傷 45 箇所	132 百万円
農業公園	穂別ふれあい公園修景施設損壊	10 百万円
農業集落施設	4 施設（川東第一、川東第二、川西第一、川西第二）一部損壊、備品破損	1 百万円

図表 農作物・農業用機械等の被害

区 分	被害内容	被害額
農業者被害	農作物、生乳、家畜、施設・機械、 鳥獣侵入防止柵	1,588 百万円
JA 共同利用施設被害		
JA むかわ	穀類乾燥調製施設、農業用倉庫 4 棟、 馬鈴薯週出荷施設等の損壊	1,930 百万円
JA とまこまい広域 穂別支所	農産物選果場、農業用倉庫、 精米所等の損壊	55 百万円

## ② 復旧への対応

農業災害の復旧については、農業者の方々が営農の継続に意欲を持って取り組んでいけることを基本に、関係機関団体が一丸となって取り組んだ。

被災した水路については、平成31年春の通水を優先し、国直轄による復旧が円滑に進むよう、土砂崩れの発生したかんがい施設に隣接する山林の保安林指定手続きを進めるとともに町管理物件等の移設を速やかに実施し、また農地の復旧については、国の災害復旧事業補助金や小災害復旧債を活用しつつ、これらに該当しないものについても町独自の支援策を講じ農業者負担の軽減を図った。

農業者の機械や施設の復旧についても、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用するとともに町で独自の上乗せをするなどの支援を実施

したほか、住宅や施設の再建が円滑に進むよう農業振興地域整備計画変更手続きの期間短縮をしたことで、生産活動継続や生活の再建等につなげることができた。

JAの共同利用施設では、JAむかわでは、穀類乾燥調製施設、馬鈴薯集出荷施設、倉庫等が損壊し、最も被害の大きかった穀類乾燥調製施設は、国の強い農業づくり交付金を活用するとともに町独自の支援を受けて令和2年3月に再建を果たし同年6月から稼働を開始した。また、JAとまこまい広域では、選果場、倉庫、精米所等が損壊し、全壊した農業1号倉庫を多目的倉庫として町単独の支援を受けて令和2年12月に再建し、それぞれ組合員の共同利用施設として活用されている。



被害を受けたJAむかわのカントリーエレベータ



## 2 林業

### 1 被害状況

厚真町、安平町及びむかわ町で大規模な森林被害が発生し、また直後の停電が長引いたことにより苫小牧広域森林組合の施設の再開が遅れる事態となった。また、森林被害の影響により一時期、管内で原木の確保が困難になる状況もあった。

本町における被害の状況は、林道被害、森林被害、治山施設、木材加工・流通施設、特用林産施設等で被害があった。

林道被害では町管理林道のほか北海道管理林道も含め、路面クラック、路肩決壊・沈下、路面排水ズレ、積ブロックズレ、法面崩壊、盛土決壊や倒木等による堆積が発生し被害額は8億円であった。

森林被害では、山腹崩壊と火山灰層が基盤を滑った表層崩壊が発生し、被災森林の約70%が道有林でそれ以外は町有林と私有林で、被害額は53億円に達した。治山施設では林地崩壊が見られ3施設が被害をうけた。

施設被害は、苫小牧広域森林組合のトラックスケール及び舗装の損壊、木質ペレット保管庫の損壊や炭焼き窯の損壊であった。施設被害の被害額は9百万円であった。

被災直後、森林被害の全容把握については奥地への調査が困難であったことから航空写真や衛星写真を活用し、林道や治山施設については、町職員が被災対応に追われるなかで、発災翌日から北海道職員による人的支援を受け、被害状況調査を実施し復旧に向けた積算等の資料をとりまとめた。

図表 林業被害

区分	被害内容	被害額
林道		
町管理路線 北海道管理路線	路面クラック、路肩決壊・沈下等、 法面崩壊や倒木による堆積 31 路線 85 箇所 20 路線 42 箇所	685 百万円 180 百万円
森林	山腹崩壊、表層崩壊、倒木等 町有林 (8ha)、北海道有林 (375ha)、 私有林 (146ha)	5,040 百万円
治山施設	林地崩壊 3箇所	322 百万円
加工施設		
苫小牧広域森林組合	トラックスケール及び舗装損壊、 木質ペレット製品保管庫損壊	6 百万円
木炭製造業	炭焼き窯損壊	3 百万円

## 2 復旧への対応

林業被害の復旧については、被害状況を関係機関が共有連携して災害査定等に対応するとともに、林業事業者等の経営継続も重要であったことから、原木を継続供給するための支援措置として町有林の皆伐事業を緊急的におこなうとともに、原木流通の停滞を避けるため、町による原木運搬費補助を活用し、苫小牧広域森林組合への供給を促すことで地域の林業・木材産業の持続化を図った。

森林の再生には長い歳月を要することが想定されていたが、この取り組みを進める前提として施業に必要な路網や治山施設の復旧を最優先に進めた。

林道復旧については、幹線から復旧を始め、被害を受けていない森林を一体的・効率的に施業できる支線の復旧を優先とし、法面崩壊や盛土決壊等の復旧については国の林道施設災害復旧事業、崩土除去や路面整正等の簡易補修を町単独復旧事業を活用し復旧を行い令和3年度をもって完了した。

森林復旧については、倒木（被害木）処理を公共補助事業（特殊地拵え）によって整理し、森林再生は崩壊斜面が急傾斜地や岩盤等による等の条件不良林分は天然性誘導による回復することとしており、再生への道のりはまだまだ時間を要するものと思われる。

治山施設については、地域住民への土砂災害等の懸念や農業用幹線用水路への影響があるため早期復旧が求められたことから、復旧工事と並行して保安林指定に向けた地権者の承諾を得ながら北海道発注によって国により復旧した。

被害施設では、苫小牧広域森林組合のトラックスケール、木質ペレット製品保管庫については国の北海道林業・木材産業構造改革事業を活用し復旧した。

また、製材工場では、発災直後から停電が発生し稼働できなくなり、機械設備の作動による被害確認は、高電圧送電が再開された発災後15日後からであった。

震災により発生した倒木（被害木）は木質バイオマスの原料とするほか、公共施設等の部材として活用する取組をおこなうほか、林業による経済活動の継続に向けて原木の安定供給と確保により木材産業の回復や体質強化をはかってきている。

### 3 水産業

#### ① 被害状況

鵠川漁港では、漁港道路に隆起やひび割れが発生し、岸壁上部に段差や空隙等の被害が見られた。また、北防波堤の上部に割れや漁船保管施設にも舗装のひび割れ等の被害が発生し、被害額は3億7千万円ほどになった。

鵠川漁協の施設では、荷捌き所用地のひび割れや、製氷機導水管の亀裂などが見られた。

#### ② 復旧への対応

発災後は、町民の安否確認を中心に対応し、9月中旬、漁協職員とともに現地確認を行った。鵠川漁港の施設管理者である北海道（胆振総合振興局室蘭建設管理部）と連絡を取り、漁港被害については、国の災害復旧事業等を活用し、計画的に復旧することとなった。漁港の復旧工事に

当たっては、漁業操業との調整等を行い、平成31年3月から令和3年2月までに復旧は終了した。

荷捌き所用地の復旧は道単独事業、製氷施設の復旧については、鵠川漁協の単独事業により、速やかに復旧を終えた。

図表 漁港施設等の被害状況

被害場所	被害状況	工事期間	被害額
漁港施設（道路・岸壁）	隆起・ひび割れ、空隙	平成31年3月～令和3年2月	368百万円
北防波堤 漁船保管施設用地	ひび割れ等	平成31年3月～6月	7百万円
荷捌き所用地	ひび割れ、段差	平成30年11月	0.3百万円
製氷施設	導水管亀裂	平成30年10月	0.1百万円

# 第10章 行政及び議会

## 1 財 政

### ① 契約行為の応急措置

#### ① 各種契約変更手続き

発災時、町が発注していた建設工事や委託業務などについては、地震により被害を受けた公共施設の機能維持を優先させるための一時中断や、履行中の委託内容の見直しが必要な場合があった。

災禍の中、契約履行に対する統一した判断が困難であったこともあり、契約変更や履行中断は発注担当課の判断により都度対応したものがほとんどであった。

また、年度末までの履行がかなわなかった事業は、明許繰越による取扱いとするなど、実情に基づき履行完了に向け対応した。

指定管理者への対応については、各課で個別に状況を把握し今後の対応方法を決定した。相手の被災状況に応じて、対応はまちまちであり、一律での契約変更等の基準は設けなかった。

図表 発災時に指定管理制度を導入していた施設

施 設 名	指定管理者
高齢者生活交流センター「ひだまりの里」	社会福祉法人鶴川慶寿会
四季の館	株式会社 果夢工房
鶴川高等学校生徒寮「鶴川三気塾」	「鶴川三気塾」管理委員会
むかわ町穂別高齢者グループホーム「みのり」	社会福祉法人愛誠会
樹海温泉はくあ	株式会社 シオニー
町有牧場稲里牧場・和泉牧場	とまこまい広域農業協同組合
むかわ町商工会館	むかわ町商工会
汐見共同井戸	汐見第二水道組合
汐見第1区飲料水供給施設	汐見1区水道組合
ほいぼんた市場	ほいぼんた市場運営管理組合
むかわ町鶴川厚生病院	北海道厚生農業共同組合連合会
樹海温泉ほべつ	株式会社 シオニー
穂別豊進国民休養地野営場「穂別キャンプ場」	株式会社 シオニー

## ②災害発生に伴う発注対応

地震発生前に執行を予定していた建設工事及び委託業務に係る2回の入札会を延期し、その中には施設の被災状況や年度内における業務遂行の見通しから、当該年度に予算執行を停止した事業もあった。また、契約済みの物品については納期を延長するなど対応した。

発災後のライフラインの応急復旧は町内建設事業者と随意契約により業務執行し、当該年度に予定していた補助事業などに係る建設工事等の入札会は10月末の執行となった。

一部施設においては生活に影響が出ることから事業確定後、早期発注したが、道路等の災害復旧工事は調査等に時間を要し、災害査定の結果を受け、繰越明許費として予算を確保した後、平成31年3月末に入札会を執行、本格的な復旧工事が始まった。

なお、大規模な復旧工事を円滑に施工する観点から、不足する技術者や技能者を機動的に確保するために、町内企業が町内外企業と共同で結成する企業体に参加可能となる運用基準を、臨時的に設け対応した。

## 2 予算措置

北海道胆振東部地震はこれまでに経験したことがない災害で、災害等緊急的に予見し難い歳出予算の不足に充てるために各会計に計上している予備費では対応できず、初動や避難所開設、インフラの応急対応など即時に必要な費用を各担当で調査し、発災翌日の9月7日付けで一般会計予算第3号を専決処分決定し対応した。

その後、被災状況の確認によりインフラ復旧に向けた調査及び設計、公共施設に係る修繕、災害等廃棄物処理に要する当面の費用を3日後の同月10日付けで、一般会計補正予算第4号を専決処分決定、また、同月12日開会予定であった町議会第3回定例会に提出予定であった補正予算のうち、国庫補助事業や行政サービスに影響する内容を精査し、同月13日付けで一般会計補正予算第5号及び2特別会計補正予算を専決処分決定した。

地震発生後の本町は、多くに自治体から人的支援を得ながら、被災者支援、避難所運営、被災家屋り災調査などの業務と合わせ、各担当における業務を限りある職員で対応し、その中で復旧に係る費用の大枠を10月10日開会の町議会臨時会に一般会計補正予算第6号として提出以降、災害復旧関連に係る一般会計予算の補正は年間13回を数えた。

災害復旧事業及び関連事業に係る予算執行は、国や道支出金、災害復旧事業債により財源確保されるもの、また特別な事情により国の特別交付税で後に措置されるものなどがあるが、本町は特定財源がない事業にも財政調整基金を活用し、被災者の安全安心の確保、生活再建を最優先に取り組んだ。

平成30年度当初、約83億円であった一般会計予算の最終予算額は約136億円となり、その財源として約9億円の財政調整基金を取り崩した。

災害復旧を最優先としたことに伴い年度内に履行がかなわなかった事務事業、また予算執行が次年度以降まで続いた災害復旧及び関連事業を合わせ、約40億円を明許繰越し対応した。

本町における災害復旧事業は令和3年度で終了する見込みで、4年間における復旧関連事業を含めた予算措置額は約82億円となっており、予算計上時における財源の確保は難しく、中長期財政フレームにより財源の適切な運用かつ災害対策事業の迅速な対応のため保有額を確保していた財政調整基金は、町の予算執行において重要な役割となった。

3 支払等の対応

会計事務は、9月6日の震災による停電で、口座振込分の支払データ分は既に送信していたので、10日支払分の納付書による支払のみ苫小牧信用金庫に持ち込み対応した。

また、停電の復旧により窓口業務は9月10日(月)には正常に再開できた。

2 税務

1 町税の申告・納付期限等の延長

9月6日発生の胆振東部地震により大きな被害が発生したことに伴い、次のとおり町税の申告・納付等の期限を延長した。

【対象となる税目】

固定資産税、町道民税、国民健康保険税

【延長とする期限】

平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に納期が到来するものを平成31年1月31日まで納期を延長とした。

図表 延長後の町税の納期限

税目	期別	本来の納期限	延長後の納期限
町民税	3期	平成30年10月31日	平成31年1月31日
固定資産税	3期	平成30年12月25日	
国民健康保険税	4期	平成30年10月1日	
	5期	平成30年10月31日	
	6期	平成30年11月30日	
	7期	平成30年12月25日	

2 町税等の減免等

平成30年度に課した町税のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する税額について条例に基づき、被災の程度に応じて、条例区分に応じて減免等を行った。

※「むかわ町平成30年北海道胆振東部地震による被害者に対する町税の減免に関する条例」・・・平成30年12月13日制定

町税のほか、被災した被保険者に係る後期高齢者保険料についても「平成30年度北海道胆振東部地震により被災した被保険者に係る後期高齢者医療保険料減免取扱要綱」に基づき、被災の程度に応じて減免を行った。

※北海道後期高齢者医療広域連合により平成30年12月26日制定

## 3 窓口業務

### 1 窓口業務

地震発生直後、奥行き90cm、高さ180cm程ある耐火金庫及び真横に設置の金庫を含め3台程がなぎ倒された。金庫の下敷きになった袖机は脚が潰れた状態となり、上段にあった書類なども1m以上も前に飛ばされた。ありとあらゆる書類が書庫から飛び出しており、足の踏み場もない状態であった。

金庫はかなりの重量のため、鶴川高校野球部の男子生徒の力を借りて5人がかりで対応した。強い地震と揺れのため金庫は開かなくなり、直ちに専門業者に依頼し修復した。

通常業務に向けて倒れたパソコンや書棚を起こし、ひとまず職場の動線を確保するべく書類を動かした。

停電復旧後は、書類が片付かないままであったが、戸籍・住民記録等のシステムも使用できることが確認され、翌営業日から通常どおり窓口は開設した。

本庁舎及び総合支所にて、震災前と同様に住民記録台帳に係る転入転出等の異動の受付及び各種証明書の発行は可能であった。

戸籍の届出についても復旧後は戸籍総合システムにより内容確認や照会等が可能であった。

### 2 窓口での受付状況

停電復旧後、翌営業日から通常通り受付していた。各種証明書の申請受付も可能であった。

地震直後の開庁日の受付状況は本庁において戸籍に関する証明3件、住民基本台帳に係る証明5件、印鑑登録に関する証明1件の計9件。総合支所では、住民基本台帳に係る証明1件、印鑑登録に係る証明1件の計2件であり、総件数は11件だった。

地震発生から1カ月間に係る戸籍に関する証明、住民基本台帳に係る証明及び印鑑登録に関する証明等の受付は本庁舎495件、総合支所144件の総件数は639件だった。

郵送による交付分も含まれているので、諸証明の交付も概ね通常通時と変わらなかった。

戸籍届出は、実態として停電中は届出自体が無かった。停電復旧から1カ月間の戸籍受付件数は出生2件、死亡13件、婚姻1件、転籍2件の計18件だった。管外からの送付は25件あり、受付総件数は43件であった。

### 3 その他

窓口職員は災害時の体制として概ねが救護班（避難所対応）を担っていた。地震発生後から2日後には停電が復旧しており、翌営業日には通常どおり窓口業務に復帰した。

就業時間中は北海道庁や各自治体からの応援の方に避難所等の運営を助けていただいた。就業時間後は各々が担当するセクションで業務を行っており、それぞれの役割に応じて交代で休みを取りながら通常業務と災害業務にあたった。

平日の新たな災害業務として、罹災証明書の発行及び災害派遣等従事車両証明書の発行をすることになり、証明書を求める町民等で待合の席は空くことのない状態であった。

また、土日・祝日においても自治体からの派遣職員の応援を受け交代で勤務し、罹災証明書の発行及び災害派遣等従事車両証明書の発行業務にあたった。

## 4 国・道への要望等

### ① 渉外対応

発災直後から、首相をはじめとした政府関係者、国会議員、道議会議員、要人、関係団体などが現地視察のため本町を訪れ、町の現状と伝えるとともに各種支援を申し出た。

応急時期から復旧時期に移るころには、近隣町の厚真町、安平町とともに復旧・復興に向けて必要な支援等を国や道に要望し、3町合同で活動を行うことにより、支援の輪が大きく広がっている。

各段階での被災地の窮状や課題をより切実な問題として関係機関へ提起し、多くの支援につながった。

### ② 要望内容

その時々懸案解消に向けた緊急的な要望活動を行っており、発災直後には激甚災害の指定、電力の安定供給、JR日高線の復旧要望や、発災から約2カ月後の頃には応急仮設住宅に係る支援要望など、多岐に渡る要望を行っている。

発災から1年を経過する頃には、インフラ復旧や復旧後のまちづくりに向けた支援などを要望し、復興を見据えた要望活動も展開してきている。

図表 国や道への主要要望内容  
(平成30年9月6日～令和3年12月31日)

年度	主要要望内容
平成30年度	激甚災害の指定、グループ補助金の適用、農林水産業被害への支援、被災家屋の解体と被災者住宅の早期対応、復興基金の創設、電力の安定供給、防災情報通信基盤の強化、JR日高線の復旧、歴史的建造物の再建支援、産業廃棄物処理支援、復興計画の策定支援、財政支援、人的支援 等
令和元年度	被災者の住宅再建、鶴川高等学校の生徒寮確保、歴史的建造物の活用、総合防災庁舎等の整備、まちなかの再建、情報通信インフラの強靱化、加配教員措置等の継続、補助事業の優先採択、財政支援、人的支援 等
令和2年度	鶴川高等学校の生徒寮確保、加配教員措置等の継続、胆振東部消防組合鶴川支署の整備、情報通信基盤の整備促進、まちなかの再建、財政支援、人的支援 等
令和3年度	加配教員措置等の継続、森林再生、まちなかの再生、日本海溝型地震津波対策、財政支援、人的支援 等

## 5 震災記録の収集・保存

発災直後の混乱の最中、建物や道路被害などの写真収集を各担当課にて現地確認とともに行ってきたものの、国や道の現地査定対応等に向けたデータ収集であり、後世に伝えるなどの記録保存の観点から収集はされず、整理や内容にばらつきがあることが後々の課題となった。

また、混迷を極めた応急期では、記録の被写体も物が中心であり、プライバシーの観点から人にカメラを向けた写真も少なく、被災当時を物語る貴重なデータの収集に苦慮もしている。

復旧期以降においては、一定程度収集に向けた整理もつき、データが収集された。

今後の課題として、発災直後の応急期から記録班を独立運用させるなど、各現場でのデータ収集を補完する役を用いることも重要な検討課題として残った。



## 6 議 会

### ■事実経過

平成30年9月6日	町議会災害対策支援本部の設置
9月11日	FAXによる被災状況の情報提供
9月12日	第3回定例会の流会
9月16日	第1回町議会災害対策支援本部会議の開催
9月18日	北海道議会2委員会現地調査受け入れ（15名来町）
9月21日	FAXによる被災状況の情報提供
9月28日	FAXによる被災状況の情報提供
9月30日	FAXによる被災状況の情報提供
10月2日	FAXによる被災状況の情報提供
10月6日	FAXによる被災状況の情報提供
10月10日	第3回臨時会
10月30日	第2回町議会災害対策支援本部会議の開催
11月9日	第4回臨時会
11月30日	第5回臨時会
12月12日～13日	第4回定例会
平成31年1月28日	第1回臨時会
1月31日	町議会災害対策支援本部の解散
2月21日	町議会災害対策支援本部の設置
2月21日	FAXによる被災状況の情報提供
2月22日	町議会災害対策支援本部の解散
3月4日	第2回臨時会
3月14日～19日	第1回定例会
3月19日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の設置
4月16日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
令和元年7月3日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
7月29日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
8月8日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
11月28日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
令和2年2月5日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
8月6日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
令和3年2月9日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
2月26日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
8月3日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催
11月29日	胆振東部地震復旧復興調査特別委員会の開催

### ① 地震発生後の議会の対応

#### ① 地震発生時の議会の様子

9月6日の地震発生日は、平成30年町議会第3回定例会（12日開会予定）議事内容を確認する議会運営委員会を開催する予定であった。地震発生によって、全道的な大規模停電が発生したことに伴い、同委員会は中止とした。

まずは、議員及び家族の安否を確認し、震災当日は参集できる議員を招集し、現状報告と合わせ、12日開会の定例会について、未曾有の震災を受け、議会の流会を決定した。

なお、災害規模が甚大なため、当面は身の安全を第一に各地域で活動又は支援できることを優先事項とした。

#### ② 議員の安否確認

発災当日からブラックアウトにより固定電話が不通となり、携帯電話等も混線状態が続く中で議員及び家族の安否確認や被害状況の確認等を優先した。

## 2 議会再開に向けた対応

### ① 議会の再開

町内における被害が甚大であることが判明したため、当面の議会開会は難しいと判断し、議会災害対策支援本部の開催により被害状況等の情報を共有した。また、定期的に被害状況等の情報を提供することにより避難所支援のほか、地域における支援と情報収集に努めた。

10月以降は、早期復旧に向けた予算確保のため、臨時会等を数回にわたり開催した。

また、平成31年3月に定例会において、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会を設置し、復旧復興に向けた対応及び復興計画策定に向けた議論など、町民の生活の再建を最優先課題として議論を進め、現在に至っている。

## 3 被災地視察への対応

発災から半年が経過した後、全国各地の市町村議会から行政視察の申し入れがあり、町長部局担当部署が復旧・復興のための対応及び復興計画の策定等多忙な業務に追われる中で、この間の支援に対する感謝の意を表すため、視察の申し入れを受けることとして対応した。



避難所を視察する富山県砺波市の夏野市長（中央）

# 第11章 他自治体等からの支援

## 1 姉妹都市富山県砺波市となみによる支援

### ■事実経過

平成30年9月6日	砺波市長より支援の打診 職員派遣を要請
9月7日	新潟港出発
9月8日	砺波市先遣隊到着
9月26日まで	リエゾン3名・保健師6名(延べ73名)

### 1 砺波市との姉妹都市提携のいきさつ及び交流

旧庄川町(現在砺波市庄川町)は旧鷺川町と同様町の中央を一級河川が流れ、川の名をそのまま町名にしていた。同様の名の由来を持つ市町村が集まって、「第1回全国川サミット」を1992年8月に旧庄川町で開催され、その後2回目を旧むかわ町で開催し、これをきっかけにし、両町の交流が深まった。

歴史的には、大正末期から昭和初期にかけて原木の流送作業をするために、旧鷺川町や旧穂別町へ旧庄川町や旧砺波市から多くの人が出稼ぎに出て、むかわ町へ定住した方やその子孫も生活している。

このような川が取り持つ縁で、平成7年7月8日旧鷺川町開町100周年周年記念式典で姉妹提携を行った。また、職員相互交流などを行い交流を深めてきたが、それぞれの町が合併し、砺波市、むかわ町になってからも姉妹都市連携を継続しており、交流協会を設立し様々な交流を行っている。

平成27年8月に交流10周年記念事業として、砺波工業高校野球部、砺波高校野球部を招き鷺川高等学校生徒寮で宿泊をし、交流試合等で交流を深めるなど、姉妹都市のつながりを継続している。

### 2 支援の要請

砺波市長からむかわ町長へ発災当日の9月6日支援の打診があり、支援を要請した。

先遣隊として2名が派遣され、航空機の運行が分からない状況のため、9月7日に新潟港からフェリーで北海道へ向かい9月8日夕方に到着した。



砺波市からの応援職員

### 3 支援体制

砺波市は、1年間むかわ町で生活をした旧派遣職員を派遣していただいた。職員としては、心強く気心の知れた仲でもあることから、協力依頼がしやすかった。

支援期間は、職員が気がつかない部分や足りない部分の力をいただき、災害対策本部の議案

作成や、報道関係者に定期的に提供する被害状況などの作成に尽力した。

また、その後の派遣についても、むかわ町災害対策本部の意向を確認しながら、2名一組とし3週間にわたり保健師の派遣協力を受け、避難者や在宅避難者の健康管理の一翼を担った。

## 2 恐竜連携協定による支援

### ■事実経過

平成30年9月9日	熊本県御船町職員到着
9月11日	兵庫県丹波市職員到着
9月11日	兵庫県丹波篠山市(旧:篠山市)職員到着
9月24日	3市町職員離任

### ① につぼん恐竜協議会協定(恐竜連携協定)

につぼん恐竜協議会は、平成29年11月26日に、むかわ町、熊本県御船町、兵庫県丹波篠山市(旧篠山市)、兵庫県丹波市の2市2町で「恐竜化石を活用した自治体連携」に伴う基本協定書を締結した。令和3年5月25日の第1回総会時点では4市4町が加盟し活動している。北海道胆振東部地震後の令和2年8月に竹中喜之町長が会長に選任され、全国的な恐竜化石を活かしたまちづくりに取り組んでいる。発災時も上記連携協定締結を縁に、加盟自治体職員から率先した応援を受け、地震直後の体制構築に大いに力を発揮した。

図表 「恐竜化石を活用した自治体連携協定書」協定項目における応援の種類

- (1) 恐竜化石を活用した相互交流(行政・地域)
- (2) 人材育成・学校教育における相互交流
- (3) 学術・調査研究
- (4) 地域の魅力(観光・物産)情報の相互発信
- (5) 災害相互応援協力
- (6) 協定趣旨の目的達成に必要な事項

図表 につぼん恐竜協議会の構成自治体



協定締結以降に人的支援が行われたのは、今回の胆振東部地震による支援が初めてとなった。

今後も協定を活かし様々な連携を深めていくことを確認しあった。

## ② につぼん恐竜協議会による支援及び職員派遣

### ① 支援の要請

につぼん恐竜協議会による恐竜化石を活かした自治体連携協定書においては、応援を要請する市町が文書や電話等により被害状況や応援を要請する職員の職種・人員等について報告し、応援を要請することとしている。

しかし、平成30年9月6日の地震発生後、通信手段が途絶したため、むかわ町からも各市町からも連絡を取り合うことができなかった。このため、本町から同協議会の各市町へ応援の要請を行うことはなかった。

### ② 先遣隊の到着と宿泊場所の確保

9月9日以降、恐竜協議会の各市町の先遣隊が本町に到着した。初めに到着したのは、9日の熊本県御船町の先遣隊だった。御船町職員が、本町がどのような状況であるかを確認するため情報連絡員が町対策本部へ派遣されるリエゾン派遣の一環で、り災証明書交付支援で28人、11日には、兵庫県丹波市と丹波篠山市（旧篠山市）の職員延べ72名（丹波市36、丹波篠山市36名）がむかわ町入りした。この日以降、応援職員らは、避難所運営支援などを担った。

熊本地震の経験や丹波市豪雨災害などを経験していた職員もおり、災害査定の被害現場や危険箇所、被災した町並みをドローンで撮影するなど、知見を活かし町の復旧に尽力した。

また、全国各地から届けられた支援物資の仕分けや、大量に運ばれた家電ごみの分別等、人力及び体力を要する作業に精力的に取り組んでいた。ドローン撮影では応援職員が土地勘に乏しく、計画的な撮影を進めることに苦慮する場面も見られたが、丹波市職員と丹波篠山市職員による応援職員間での連携（現地誘導等）もあり、効率的な撮影を進めた。

本町では、到着した恐竜協議会職員の宿泊場所として公宅及び四季の館の和室等を確保した。災害時に支援都市の宿泊場所としてあらかじめ決められた場所はなかったため、担当である災害対策本部が調整して確保した。その後、宿泊場所として避難所も活用した。支援で入った各市町の職員らは、ヘッドライトや携帯トイレ、水、食料等、野営の装備がなされていた。

### ③ 恐竜協議会による支援の調整

恐竜協議会各市町から派遣された職員の特徴に応じて、災害対策本部が、本町の災害対応の各部門につないだ。例えば、災害廃棄物処理は避難・救護対策班を中心にむかわ町職員と応援職員らが毎日ミーティングを行い、翌日の計画調整を行っていたことから、応援職員はその場所に従事した。また、り災証明発行は町災害対策本部、物資関係も本町担当課から指示を仰いでもらうようにした。このように恐竜協議会の各市町の応援職員には、本町職員等と一体となり災害対応の一翼を担ってもらった。

### ④ 恐竜協議会による支援体制

恐竜協議会各都市の職員の滞在期間は異なっていたが、引継ぎは各市町内で行われた。また、発災からの時間経過とともに、町職員と応援職員間の連携がより密となり、支援を直接行う作業チームの他に、調整役を担う場面もあった。この調整役は、長期間滞在し、町内で必要となっている支援を把握し、調整する等、支援の受入体制の整備を行った。

熊本県御船町職員については、熊本地震による経験から①災害状況把握②避難所運営③支援物資対応④災害ごみ処理といった災害業務全般にわたる指示を出すなど、一致団結した結果、恐竜協議会以外の応援職員（後発隊）の受け入れ調整もスムーズに進むなど復旧に向けた力を発揮した。

⑤他自治体による支援内容

恐竜協議会以外にも本町と縁がある姉妹都市からも職員の応援を受けた。

熊本県御船町職員については、熊本地震による経験から①災害状況把握②避難所運営③支援物資対応④災害ごみ処理といった災害業務全般にわたる指示を出すなど、一致団結した結果、恐竜協議会以外の応援職員（後発隊）の受け入れ調整もスムーズに進むなど復興に向けた力を発揮した。

また、被災自治体のパートナーとして特定の市町村を決め職員を派遣する「対口支援」として秋田県、宮城県、鳥取県倉吉市から延べ503人が到着した。発災日（9月6日）から10月7日（倉吉市は9月26日まで）の期間、証明書交付支援や避難所運営支援、災害対策本部運営支援などを担った。支援をいただいた自治体等は「他県からの応援状況のとおり」である（平成31年3月末現在）。

※「対口支援」とは大規模災害で被災した自治体のパートナーとして特定の自治体を決めて職員を派遣する方式。



応援職員による業務応援の様子

このほかの膨大な量の災害応急対策業務に対応するため、他の自治体等から職員等の派遣の支援を受けた。応援派遣は、国土交通省からTEC-FORCE（緊急災害派遣隊）により190人が、発災日の9月6日～10月9日の期間被災状況調査、公共土木施設災害復旧技術支援、橋梁緊急点検、気象情報提供などを行った。また発災日当日から町内入りした応援職員は、北海道から延べ

1,618人を数えた。平成31年1月18日までの期間、災害対策本部運営支援（27人）、避難所運営支援（1,371人）り災証明交付支援（65人）、リエゾン派遣（155人）。道内市町村からは、1,209人が本町に到着。道と同じく平成31年1月18日までの期間中に、り災証明交付支援や被災家屋調査等を実施した。



災害派遣で苫小牧港に到着した車列

### 3 穂別地区への応援職員等

#### ① 協力及び従事内容等

##### ① 道内からの支援

はじめに9月9日から苫小牧市から応援職員が来町し、避難所運営に従事していただいた。

避難所受入の名簿作成、穂別町民センターから他の避難所への炊き出し運搬等に協力いただいた。

翌日の9月10日からは、北海道から職員が応援に来ていただき、各避難所の対応に協力をいただいた。

おかげで、避難所に配置していた支所職員を別の業務に再配置するなどの対応もでき、非常に職員数の少ない支所としては助かった。

9月13日からは、道内の各市町村から応援職員が配置され、震災初日からの活動記録のとりまとめ業務、り災証明及び被災証明の受付業務に従事していただき、その後一番人員が必要となった災害ゴミの対応にも従事していただいた。

9月25日から罹災証明の発行業務のため、穂別町民センターコミュニティAに相談ブースを設置し、合わせて生活再建相談の窓口も開設した。

これらのブースでの町民対応にも協力していただいている。

#### ② 道外からの支援

穂別地区については、にっぽん恐竜協議会の関係から兵庫県丹波市、兵庫県丹波篠山市から9月11日から9月24日までの期間応援に駆けつけていただき、主に災害支援物資の受け入れ業務とドローンを使った被災状況の記録作成に協力いただいた。



道外支援職員らが参加した会議



兵庫県丹波市、兵庫県篠山市の応援職員

## 4 他県からの応援状況

	支援機関 等団体名	派遣内容	支援期間	延人数	備考
1	富山県砺波市	リエゾン	平成30年9月6日～9月21日	14人	姉妹都市
2	富山県砺波市	リエゾン	平成30年9月8日～9月17日	10人	姉妹都市
3	富山県砺波市	リエゾン	平成30年9月15日～9月21日	7人	姉妹都市
4	富山県砺波市	保健師	平成30年9月10日～9月16日	14人	姉妹都市
5	富山県砺波市	保健師	平成30年9月15日～9月21日	14人	姉妹都市
6	富山県砺波市	保健師	平成30年9月20日～9月26日	14人	姉妹都市
7	兵庫県丹波市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月11日～9月16日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
8	兵庫県丹波市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月15日～9月20日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
9	兵庫県丹波市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月19日～9月24日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
10	兵庫県篠山市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月11日～9月16日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
11	兵庫県篠山市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月15日～9月20日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
12	兵庫県篠山市	避難所運営・支援物資整理業務	平成30年9月19日～9月24日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
13	熊本県御船町	リエゾン	平成30年9月9日～9月15日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
14	熊本県御船町	罹災証明支援業務	平成30年9月14日～9月20日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
15	熊本県御船町	罹災証明支援業務	平成30年9月18日～9月24日	2人	恐竜化石を活用した自治体連携
16	宮城県	罹災証明支援業務	平成30年9月14日～9月20日	4人	
17	宮城県	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月28日	5人	
18	宮城県	罹災証明支援業務	平成30年9月26日	3人	
19	宮城県	罹災証明支援業務	平成30年9月28日	2人	
20	岩手県岩沼市	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	1人	
21	岩手県栗原市	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	2人	
22	宮城県東松島市	罹災証明支援業務	平成30年9月14日～9月20日	2人	
23	宮城県蔵王町	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	1人	
24	宮城県大河原町	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	1人	
25	宮城県富谷町	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	1人	
26	宮城県加美町	罹災証明支援業務	平成30年9月19日～9月25日	1人	
27	秋田県横手市	罹災証明支援業務	平成30年9月17日～9月22日	3人	
28	鳥取県倉吉市	罹災証明支援業務	平成30年9月14日～9月16日	2人	
29	北海道	保健活動	平成30年9月7日～9月25日	保健師44人、ロジ19人	
30	苫小牧保健所	保健活動	平成30年9月6日～12月26日	保健師35人、ロジ7人	
31	富山県砺波市	保健活動	平成30年9月10日～9月26日	保健師40人、ロジ21人	
32	道外(秋田県、秋田市、 群馬県、千葉県、茨城県)	保健活動	平成30年9月14日～11月13日	保健師284人、ロジ80人	
33	看護協会 (災害支援看護師)	保健活動	平成30年9月15日～10月9日	看護師64人	
34	日高町	保健活動	令和1年6月～8月	保健師9人	

※支援者数については、人数が判明している機関のみ記載。ロジ：ロジスティックス(後方支援業務担当)



## 5 災害ボランティア

### ■事実経過

平成30年9月7日	むかわ町災害対策本部と社会福祉協議会で災害ボランティアセンター開設に向け協議開始
9月8日	災害ボランティアセンター開設決定、ボランティアニーズ調査開始
9月9日	ボランティアニーズ集約と現地調査開始
9月11日	災害ボランティアセンター開設日を決定し周知、Facebook開設
9月12日	災害ボランティアセンターの事務室を役場本庁舎に移動、四季の館駐車場に受付等のテントを設置
9月13日	むかわ町災害ボランティアセンター開設
平成30年9月13日～令和3年3月	北海道胆振東部地震支援者情報共有会議
平成31年3月31日	災害ボランティアセンター閉所
平成31年3月～令和元年11月	在宅支援訪問プロジェクト
平成31年4月～令和3年3月	復興支援ネットワーク

### ①災害ボランティアセンターの設置

#### ①災害ボランティアセンター開設

9月7日に町災害対策本部とむかわ町社会福祉協議会が、災害ボランティアセンター開設に向けた協議を開始した。道社協の関係者が来所し勉強会を開催して、ニーズ把握を最優先課題に位置づけ、8～9日には避難所訪問によるニーズ調査を開始した。9日からは、独居高齢者宅訪問等でニーズ把握を実施し、実施日時や内容等を依頼者と調整した。穂別地区の調査は、9月中旬頃から開始している。穂別では、住民同士で助け合っていることが多かったが、口コミでボランティアの活動情報が広がった。



災害ボランティアセンターの設置 (9/13)



災害ボランティアセンター受付 (9/13)

10日からは管内社協関係者と打ち合わせを行い、ボランティアの受入体制の整備を進め、13日に「むかわ町災害ボランティアセンター」を開設した。開設前の11日から50人ほどのボランティアが来町しており、ボランティア希望者は日に日に増え、16日には受付開始1時間で350人以上のボランティアが集まり、一時受付が混乱するほどであった。こうした状況から、受付場所を四季の館駐車場にテントを張り、活動拠点とすることとした。

②災害ボランティアセンターの運営



四季の館に設置した災害ボランティアセンター

②災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターは、「総務班」、「ニーズ班」、「ボランティア班」の3班を設けて運営した。「総務班」は、記録整理・広報・物品調達の実施、「ニーズ班」は、ニーズの受付及び調査・ニーズ集計等を実施、「ボランティア班」は、ボランティア受付・駐車場管理等を実施した。

ボランティアには「ボランティア」の名称を入れたビブスを用意し、識別を容易にした。ボランティア受入人数は、9月及び10月は道内者が多かったが、11月以降は道外からのボランティアが増えていった。

ボランティアの活動内容は、物資の積み卸しや仕分け作業、個人宅のがれき撤去や家財の運び出し、避難所運営支援など様々な活動を実施した。個人宅における活動は20日頃から開始したが、トラブルを避けるため、町社協職員や民生委員が必ず同行することとした。

町役場の各課からの派遣要請もあり、公園トイレ管理や清掃、倒壊被害を受けた住宅の片付け、物資集積所の業務等の依頼も多かった。

10月には多くのボランティアを確保できたことから、町民ボランティアと合同で、たんぼ公園の一斉清掃等を実施し、地域美化の役目を担うことができた。

図表 災害ボランティアセンターの活動日

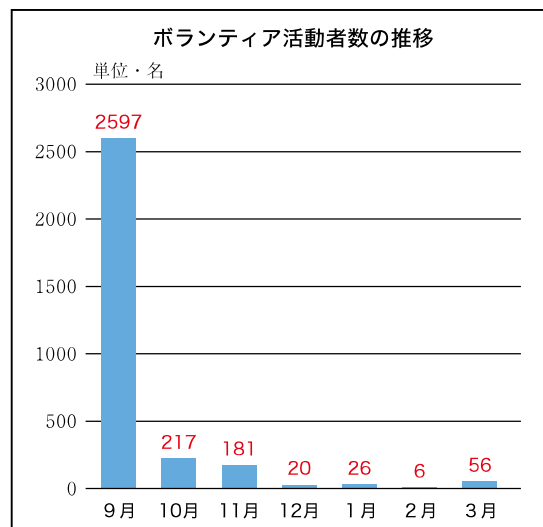
時 期	活 動 日
平成30年9月3日～ 平成31年3月31日	毎日

③災害FM開局

避難者への情報を広く発信するため、災害FMを開局した。この臨時ラジオ放送局では、災害ボランティアセンターからの情報も発信した。このFMラジオ局は、むかわ町復興支援計画の素案段階で住民から寄せられた意見が元となり開局した。

地元情報（炊き出し状況や生活必需品の提供等）の把握は困難を極めたため、期間限定ではあったが、聴衆者等からは一定程度好評を得ることができた。

図表 ボランティアの受入人数  
(平成30年9月～平成31年3月)



## むかわ町在宅支援訪問プロジェクトの報告 (むかわ町復興支援ネットワーク)

### ■在宅支援訪問プロジェクト 訪問ボランティア実績

地区	活動月	日数(日)	ボランティア参加人数(人)
穂別地区	平成31年10月～令和元年6月	14日間	139人
鷓川地区	令和元年7月～11月	30日間	381人
計		44日間	520人

### ■在宅支援訪問プロジェクト実績

地区	鷓川地区	穂別地区	計			
訪問数	2,130世帯	1,000世帯	3,130世帯			
不在	588世帯	225世帯	813世帯			
在宅(A)	1,542世帯	775世帯	2,317世帯			
課題なし	1,118世帯	539世帯	1,657世帯			
課題あり(B)	424世帯	236世帯	660世帯	Aに占める割合	Bに占める割合	
課題内訳 (重複あり)	精神	179世帯199人	62世帯64人	241世帯263人	10.4%	36.5%
	身体	24世帯24人	11世帯12人	35世帯36人	1.5%	5.3%
	住宅等	203世帯	83世帯	286世帯	12.3%	43.3%
	生活	42世帯	7世帯	49世帯	2.1%	7.4%
	申請	50世帯	35世帯	85世帯	3.7%	12.9%
	その他	49世帯	24世帯	73世帯	3.2%	11.1%

③ 災害支援ボランティアによる活動

① むかわ町における災害支援ボランティアによる支援

発災直後から、全国各地の災害支援ボランティアが来町し、様々な支援を展開した。避難所の運営には、道外から駆けつけた「NPO法人レスキューストックヤード」が避難所での環境改善に取り組み、町や社協が開催する会議にも参加するなどのサポートをした。

災害ボランティアセンターのFacebookアカウントの開設や情報発信は、社協から依頼を受けた「一般社団法人 Wellbe-Design」が行った。

被災者に対する支援物資の受け入れと配布については、「公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会」の会員が応援道職員とともに実施した。

子ども発達支援センターたんぼぼを利用する子ども達の支援を「一般社団法人北海道YMCA」が行った。書棚がドミノ倒しとなった穂別図書館には、道内の大学生団体や「一般社団法人ブックシェアリング」等が支援にあたった。

避難所開設時から被災者の心身のケア活動を行ってきた「北海道足湯隊」は、仮設住宅談話室や地域の寺や集会所などで活動し、仮設住宅の食事会開催などコミュニティ形成に向けた活動も実施した。

このほか、仮設住宅での健康相談も実施した「ナースプラクティショナー」や、マッサージ団体、仮設住宅での移動美容室、歌やレクリエーションなどのイベント開催、食事の提供等、多くの団体や個人の支援を受けている。



くまモンが訪れた高齢者施設

② 北海道胆振東部地震支援者情報共有会議

被災された方々の生活再建、フェーズに長時間・隙間なく対応できるつながりをつくるために行政・社協・NPO団体の垣根を越えて顔の見える関係構築を目的に、「北海道胆振東部地震支援者情報共有会議」が「NPO法人北海道NPOサポートセンター」が中心となり9月13日から令和3年3月まで48回開催され、延べ124団体が参加した。

最初は苫小牧の会場で開催したが、10月からは厚真町、安平町、むかわ町の3町持ち回りで開催し、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン（ZOOM）開催となった。

内容は、各町の被災状況や課題について情報共有し、課題の対応策について意見交換した。長期間に渡って多く話題にあがったのは、「支援方法・連携」「コミュニティ」「仮設住宅支援」「精神的ケア」であった。むかわ町では、情報共有会議で出たアイデアから「在宅支援訪問プロジェクト」の活動に結びついている。

③ むかわ町復興支援ネットワーク

震災に関係する被災者支援として「むかわ町在宅支援訪問プロジェクト」を実施するにあたり、町と社協、一般社団法人Wellbe-Designの三者連携による「むかわ町復興支援ネットワーク」を立ち上げ、協定を締結し活動を始めた。

活動には、被災者が抱える課題に応じて様々なスキルを持つ機関の協力を得ながら運営してきた。平成31年4月25日～令和2年3月まで通算18回の会議を開催した。

むかわ町復興支援ネットワークの拠点は、産業会館ロビーに設け、「むかわ町在宅支援訪問プロジェクト」を推進した。

## 4 在宅支援訪問プロジェクト

活動のきっかけは、12月の巡回ドック受診者を対象に実施した「心の健康アンケート」において、50～60歳代の女性にハイリスク者（医療・福祉の専門対応が直ちに必要人）が多く、音や揺れへの過敏性（過覚醒症状）44%、睡眠不調（過覚醒症状）29.2%と高い状況となった。

潜在的なリスクを負う住民が多い反面、町民全体の心の健康状態が把握できていないことを危惧し、町保健師が情報共有会議で課題を提起したことをきっかけに、取り組みが開始された。

平成31年3月から令和元年11月まで44日間活動

し、延べ520人のボランティアが参加した。全町3,130世帯を訪問し、2,317世帯の状況が確認できた。その中で、「課題あり」は、66世帯（28.5%）で、住宅課題12.3%、精神的課題10.4%が多かった。明らかになった課題の対応は、精神的・身体的課題は町保健介護部門、住宅課題は、Wellbe-Design、生活面の課題は社協が担当し対応したが、対応困難なケースにおいては、ネットワーク会議で協議し、必要時に専門職（行政書士等）からのアドバイスや同伴訪問も実施した。



復興支援ネットワーク会議が定期的に行われた



在宅支援訪問等を実施する関係者



本庁舎前に集合するボランティア関係者

## 6 災害義援金・災害見舞金

### ■事実経過

平成30年9月7日	災害義援金受付業務を行うことを決定
9月11日	現金による災害義援金、災害見舞金等の受付を開始
9月11日	災害義援金及び災害見舞金受付専用口座を開設
9月24日	災害義援金と災害見舞金との仕分けについて庁内協議

### ①災害義援金・災害見舞金の概要

災害義援金には、国や道の赤十字を通じて町に配分されるものと、個人や企業等から寄附されるものがあり、いずれも被災された方に配分される。災害見舞金は、個人や企業、自治体から寄附されるもので町の復興という目的のためのものである。

災害義援金及び災害見舞金は、口座振込又は現金で受け付けし、住所、氏名等が確認できる場合は、領収書とお礼状を発行した。

### ②受付

町地域防災計画上は、災害義援金及び災害見舞金等の受付は、総務企画課（総務グループ）の分掌事務であった。しかし、防災等の観点から危機対策グループ（現情報防災グループ）でこの業務を行うこととなった。一方、町への入金に際しては町会計室で、災害義援金及び災害見舞金の受付から保管まで行った。現金対応分の受付簿と仮領収書の作成を行い、9月11日から現金による災害義援金及び災害見舞金の受付を開始した。

10日に庁内で災害義援金受付専用口座の開設について協議し、11日には災害義援金及び災害見舞金受付専用口座を開設した。口座を災害義援金と災害見舞金に分けると、口座違いにより収入した際に取扱いが大変であるという情報を得ていたため、開設する口座は一つにまとめた。口座開設について国のホームページで情報発信をしてもらうとともに、記者会見資料として情報提供し、新聞等で公表してもらった。その後、24日に災害義援金と災害見舞金の仕分けについて庁内協議を行った。

また、10月20日には災害義援金の現金書留による送金の書留料金が無料となる「救援用郵便物の料金免除の取扱いに関する申請書」を提出し、5月12日から現金書留による災害義援金等の送金が無料となり、その後も、この取扱期間が延長された。

図表 災害義援金及び災害見舞金の受入れ状況  
(令和3年3月31日現在)

区 分	金額 (円)
町配分義援金	187,195,267
北海道配分義援金	471,260,000
支援金	149,748,532

# 第12章 復興計画

## 1 むかわ町復興計画の策定に向けた体制

### ① 復興プロジェクトチームの設置

#### ■ 事実経過

平成30年10月6日	復興推進プロジェクトチーム発足
11月5日	復旧復興に関する北海道要望
12月25日	復興推進本部に係る町長説明
12月27日	むかわ町災害復興推進本部設置・庁内課長会議
平成31年1月23日	基本方針、策定体制に係る町長説明
2月7日	課長・政策推進G打ち合わせ
2月12日	復興計画策定に係る先進地との意見交換会
3月4日	議会全員協議会
3月5日	復興方針決定策定体制
4月16日	北海道胆振東部地震復旧復興特別委員会（議会）
4月25日	庁内政策企画会議・復興計画素案決定
令和元年5月1日	仮設住宅等町長懇談会
5月14日	復興計画ちらし配布及びホームページ掲載
5月15日	仮設住宅等町長懇談会
6月28日	政策企画会議 復興計画原案決定
7月1日	政策企画会議
7月3日	北海道胆振東部地震復旧復興特別委員会（議会）
7月4日	パブリックコメント及び道、町内団体意見照会
7月22日	仮設住宅等入居者説明
7月31日	計画決定
8月21日	復興計画町民説明会

#### ① 設置目的

震災後の事務執行について、災害対策本部又は各課・局で対応していた国や道との連絡調整、復興計画の取りまとめ及び情報発信など一連対応について、本庁・穂別総合支所の枠組みを超え項目ごとに一元化することにより、復興業務の推進に寄与することを目的とし復興プロジェクトチームの設置を震災発生から1ヶ月後の10月6日に決定した。

#### ② プロジェクトチームの概要

復興事務の課程で生じる課題、各事務ごとの繁閑についてはチームの改廃及び流動的な人員配置など柔軟に対応することを前提とし、本庁及び総合支所の全ての職員を課・局・室の枠組みを超えて次ページのチームに配置することとした。

(1) 災害証明・生活再建チーム

- ① 災害証明に係る事務（申請受付、現地確認、証明交付）
- ② 生活再建に係る事務（支援情報の一元化、窓口相談）

(2) 土木・公共施設復旧チーム

- ① 土木（農業土木、林道災害復旧を一元化）の災害復旧（設計・工事・事務処理）
- ② 建築（公共施設災害復旧を一元化）の災害復旧（設計・工事・事務処理）
- ③ 災害ごみの処理に係る事務

(3) 産業復興推進チーム

- ① 農林水産業の振興（災害復旧を除く。）
- ② 商工観光の振興（災害復旧を除く。）

(4) 心のケア推進チーム

- ① 就学前児童・児童・生徒の心のケア
- ② 避難者、一般成人・職員の心のケア
- ③ 社会教育事業、復興応援事業の管理、企画・運営

(5) 復興計画調整チーム

- ① 復興計画のとりまとめ・策定
- ② 全体調整、情報発信、仮設住宅設置その他のチームにも属さない事項
- ③ プロジェクト推進会議  
プロジェクトを推進するため、町長、副町長、教育長、支所長、リーダー及びサブリーダーによるプロジェクト推進会議を設置し、横断的に各チームプロジェクトを推進する目的で設置し、進行管理も行った。
- ④ チームの見直し  
令和2年3月31日廃止までの間、事務の平準化、人員調整など計3度の見直しを行い、プロジェクトを推進した。

2 復興計画の策定

① むかわ町復興推進本部の設置

平成30年12月27日、復旧・復興を推進するため、平成30年北海道胆振東部地震むかわ町復興推進本部を設置した。

本部の組織は、本部長を町長とし、プロジェクト推進会議を充てた。所掌事務は（1）復旧・復興の推進に関する事、（2）復旧・復興に係る関係機関との連絡調整に関する事とした。

② むかわ町復興基本方針

この方針は、北海道胆振東部地震からの復興の取り組みを進めていく上での基本方針とし、基本理念及び方向性を定めるものとし、2月12日に復興計画策定に係る先進地との意見交換、3月4日議会全員協議会を経て平成31年3月5日に決定した。



### (復興に向けての基本理念)

- 震災の試練を乗り越え、貴重な機会ととらえ、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生

今回の震災を乗り越えるために、単に震災前の状態に戻すのではなく、地域の社会的機能や経済活動の迅速な復旧を図るとともに、経験や教訓を最大限に活かした中で、まちづくり計画を上位計画、創生総合戦略を関連計画と位置づけ、連携して推進することにより、ふるさと「むかわ」の未来へつなぐ創造的復興・創生を目指すこととした。

### (復興の方向性)

復興に向けた基本理念を踏まえ、以下の5つの復興の方向性を柱に、具体的な施策を展開し策定することとした。

- 被災者の生活再建
  - ・被災者の生活再建に向けた支援
  - ・被災者の心身のケアの充実等
- 災害に強いまちづくり
  - ・地域防災計画の見直し
  - ・町民の防災力向上に向けた支援等
- 産業・経済の再生と発展
  - ・農林業等の産業基盤の復興
  - ・商工業の再建支援等
- 情報共有と町民参加によるまちづくり
  - ・第2次まちづくり計画の策定
  - ・恐竜化石を活かしたまちづくりの推進等
- 多様なネットワークを大切にすまちづくり
  - ・自治体交流等の推進
  - ・交流人口・関係人口の拡大等

### 3 策定スケジュール

仮設住宅の入居期限が2年間と短期間であることから、復興計画の計画決定を6月末を目標とし策定スケジュールを決定した。

図表 むかわ町復興計画(仮称)策定スケジュール

	3月			4月			5月			6月			7月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
復興推進本部 12/27 本部設置	基本方針決定														
政策企画会議	◆			■			◆			■			◆		
町民	町民アンケート			団体意見照会			パブリックコメント								
検証委員会	意見交換			意見交換			意見交換								
まちづくり委員会				意見交換						意見交換					
議会	全員協議会 (方針説明)						(中間報告)			(報告)					
庁内作業				復興PT 職員ヒア 事業とりまとめ			事業ヒア								
				素案			原案			計画案			計画決定		
				第1回			第2回			第3回					

## 2 むかわ町復興計画の策定

### ① むかわ町復興計画(素案)

復興計画素案については、4月12日復興計画プロジェクトチームで協議し、4月16日に胆振東部地震調査特別委員会、4月25日政策企画会議で決定した。

計画の趣旨、計画期間、他計画との関係、復興基本方針等を記載した。また概要チラシを作成し、広報5月号で配布及びホームページに掲載し周知を行った。

図表 復興計画概要(素案)の概要

### むかわ町復興計画(素案)の概要

町では、北海道胆振東部地震からの復興に向け、復興計画の策定作業を行っています。復興計画(素案)を作成しましたので概要をお知らせします。

#### なぜ策定するのか

**策定の趣旨**  
平成30年09月06日午前3時7分北海道胆振東部地震が発生、むかわ町では震度6強を記録し、想像もできない大きな被害を受けました。  
被災から8カ月が経過し、被災された皆様の生活再建に向け、全力で取組を進めていますが、現在はまだ復旧の「過半ば」であり、この震災を乗り越える指針としての「復興計画」を策定します。

**計画期間**  
復興計画の計画期間は、まちづくり計画(前期)の終期と同一とし、7年間とします。  
まちづくり計画を上位計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を関連計画と位置づけ、復興計画はまちづくり計画に発展的に吸収することとします。

**復興計画**  
計画期間7年間

復旧期	復興期	復興期	復興期	復興期	復興期	復興期	復興期	復興期	復興期
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R9~

既定段階から反転

第1期	復興始動期	復興計画に基づき具体的な事業を調整する期間
第2期	復興展開期	復興に向け具体的な事業を展開する期間
第3期	復興・創生期	復興の完成に向け、次の発展へと結びつけていく期間

まちづくり計画

#### 何をめざすのか

**復興の考え方**  
震災前だけでなく、未来へつなぐまちづくりに向け、単なる復興ではなく、人口減少対策・まちづくりなどさらなる発展を目指して、復興を成し遂げます。

**復興の基本理念**  
震災の試練を乗り越え、貴重な機会ととらえ、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生

**復興の方向性**

- 被災者の生活再建
- 災害に強いまちづくり
- 産業・経済の再生と発展
- 情報共有と町民参加によるまちづくり
- 多様なネットワークを大切にまちづくり

### 復興の手立は

**重点的な取組**  
町役場の課題、町民アンケート等の意見を課題として整理し、重点的な取組の検討を行い、今後、計画においてお示しします。

課題	選定	重点的な取組
町民アンケートの結果	復興の方向性	復興を牽引する重要な取組
町役場の課題	歴史と文化	緊急性・波及性が高い取組

**主な事業**  
復興に必要な事業を取りまとめ、主なものを5つの復興の方向性で整理し、次のようなイメージでロードマップとしてお示しします。

事業	概要	第1期		第2期			第3期	
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
〇〇	〇〇							
〇〇	〇〇							
〇〇	〇〇							

**策定体制**  
復興計画は町長を本部長とする平成30年北海道胆振東部地震むかわ町復興推進本部において、町長の皆様のご意見を反映しながら策定します。

町民	復興計画策定	まちづくり委員会
町議会	北海道胆振東部地震 むかわ町復興推進本部	
国、北海道	アドバイザー 北方建築総合研究所	災害対応検証会

#### どのように進めるのか

**推進体制**  
町長を本部長とする「平成30年北海道胆振東部地震むかわ町復興推進本部」において推進します。

**推進の手立て**  
関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、不断の見直しを行います。

**財源の確保**  
復興の財源については、国・道に対し必要な支援制度などを継続して要望してまいります。  
基金を創設し、取り崩しにより対応することで、毎年変動する復興事業の財源の安定化を図ります。

問い合わせ先：むかわ町総務企画課(TEL 0145-42-2411)  
ホームページ(<https://town.mukawa.lg.jp/4065.htm>)

2 復興計画

復興基本方針で示した、5つの方向性を柱に、各課・各グループ、各プロジェクトチームで事業の洗出しを行った。特に仮設住宅からの生活再建には、既に1年半程度しか時間が無い中で、入居者の意向を反映させるため、担当課での聞き取りの他、町長同席での懇談会を実施した。

その中で、文京ハイツの再建を同一敷地内で行って欲しいという要望が強かった。また全体として公的住宅入居を希望される方が多かったことから、公営住宅（災害公営住宅含む）の建設などに反映させた。

6月26日に庁内の取りまとめを終了し、6月28日政策企画会議を経て復興計画原案を策定した。

その後7月3日議会特別委員会、7月4日からパブリックコメント及び北海道や各町内団体への意見照会、仮設住宅入居者への説明会、7月29日議会特別委員会、7月31日にまちづくり委員会を経て計画決定した。8月8日議会特別委員会、8月21日に町民説明会、広報9月号で広報折り込み、ホームページ等で町民周知を行った。

図表 復興計画概要

**むかわ町復興計画の概要**

町では、北海道胆振東部地震からの復興に向け、復興計画を作成しましたので、計画の概要をお知らせします。

**はじめに**

**策定の趣旨**  
平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震により被災された町民の各種の生活再建に向け、全力で取組を進めているところですが、この度、震災を受けて得た経験や教訓を基に「むかわ町復興計画」を策定しました。

**計画期間**  
復興計画の計画期間は、まちづくり計画(前期)の終期と同一とし、7年間とします。まちづくり計画を上位計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を関連計画と位置づけ、復興計画はまちづくり計画に発展的に反映することとします。

**復興計画**

計画期間 7年間

復興期 (R元, R1, R2, R3, R4, R5, R6, R7, R8, R9~)

復興計画の進捗状況

第1期 復興始動期 復興計画に基づき具体的な事業を調整する期間  
第2期 復興展開期 復興に向けた具体的な事業を展開する期間  
第3期 復興・創生期 復興の完成に向け、次の発展へと結びつけていく期間

**推進体制**

**推進体制**  
町長を本部長とする「平成30年北海道胆振東部地震むかわ町復興推進本部」において推進します。

**推進の手立て**  
関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、不断の見直しを行います。

**財源の確保**  
復興の財源については、財政が破綻しない復興であることを原則とし、まちづくり計画、中長期財政運営方針、行政改革大綱を一体的に改定し、併せて、国・道に対し必要な支援制度などを継続して要望していきます。基金を創設し、取り崩しにより対応することで、毎年変動する復興事業の財源の安定化を図ります。

問い合わせ先：むかわ町総務企画課 (TEL 0145-42-2411)  
ホームページ (https://town.mikawa.lg.jp/4065.htm)

**復興基本方針**

**基本理念**  
震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指す。

**復興の考え方**  
震災前に戻すだけでなく、未来へつなぐまちづくりに向けて、単なる復興ではなく、人口減少対策・まちづくりなどさらなる発展を目指して、復興を成し遂げます。

**復興に向けた取組**

緊急度の高い取組を中心に、次の各項目を主な取組として実施します。

復興の方向性	主な内容	実施期間						
		R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被災者の生活再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者等の見守り・心のケア</li> <li>高齢者や子ども等への支援</li> <li>公営住宅等長寿命化計画の見直し</li> <li>公営住宅(18戸)の建築、文京/ハイジ(12戸)の再建</li> <li>公営住宅避難者の継続入居</li> <li>旧教職員住宅等の活用検討</li> <li>応急仮設住宅の供与終了後の活用に向けた調査・研究</li> <li>民間賃貸住宅建設に係る補助制度の研究</li> <li>藤川高等中学校新生徒寮の建設</li> </ul>							
災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の見直し</li> <li>突発型災害対応タイムラインの創設</li> <li>災害情報伝達手段等の高度化に向けた調査・研究</li> <li>防災無線等の戸別受信機の配備</li> <li>消防庁舎の移転建築</li> <li>総合防災拠点施設等の整備</li> </ul>							
産業・経済の再生と発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産生産基盤の再生</li> <li>各施策による産業の振興</li> <li>まちなか活性化に向け、商工会・町長と協働した方策の検討と実施</li> <li>博物館周辺エリアの再整備</li> <li>歴史的建造物の地域交流施設としての活用</li> <li>地域商店(衣料)の設立と運営</li> </ul>							
情報共有と町民参加によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり計画の改定</li> <li>中長期財政運営方針の改定</li> <li>行政改革大綱の改定</li> <li>地上波テレビ放送受信地点の多様化等の調査・研究</li> <li>先プロード/ドインターネットの環境整備</li> <li>災害情報伝達手段等の高度化に向けた調査・研究【再掲】</li> <li>防災無線等の戸別受信機の配備【再掲】</li> </ul>							
多様なネットワークを大切にするまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>博物館周辺エリアの再整備【再掲】</li> <li>歴史的建造物の地域交流施設としての活用【再掲】</li> </ul>							

北海道胆振東部地震  
むかわ町震災記録誌  
～発災からの活動記録～

---

令和4年（2022年）3月発行

発行 むかわ町  
編集 むかわ町

©むかわ町2022 Printed in Japan





むかわ町  
MUKAWA TOWN